

## 「頑張る地方応援懇談会 in 千葉」議事概要

1 日 時 平成19年6月9日(土) 13:00~15:00

2 場 所 「ホテルポートプラザちば」 2階 パール  
千葉市中央区千葉港8-5

### 3 出席者

#### (1) 市町村長

ふじ	しろ	こう	しち	ふなばし	市長
藤	代	孝	七	船橋	
かわ	い	とし	ひさ	まつど	市長
川	井	敏	久	松戸	
いし	い	つね	お	もぼら	市長
石	井	常	雄	茂原	
ほん	た	とし	お	かまがわ	市長
本	多	利	夫	鴨川	
こ	いづみ	よし	や	そでがうら	市長
小	泉	義	弥	袖ヶ浦	
はせ	がわ	けん	いち	やちまた	市長
長	谷川	健	一	八街	
いわ	た	とし	お	とうのしょう	町長
岩	田	利	雄	東庄	
ほり	うち	けい	ぞう	おおあみしらさと	町長
堀	内	慶	三	大網白里	
はやし		かず	お	しらこ	町長
林		和	雄	白子	
た	しま	りゅう	い	おおたま	町長
田	嶋	隆	威	大多喜	

#### (2) 総務省

たに	ぐち	かず	ふみ	総務大臣	政務官
谷	口	和	史		
かど	やま	やす	あき	大臣官房	審議官
門	山	泰	明		
いく	しま	ふみ	あき	自治行政局	自治政策課長
生	嶋	文	昭		
ひら	しま	あき	ひで	自治財政局	地方債課長
平	嶋	彰	英		
せき		けい	いちろう	自治税務局	固定資産税課長
関		啓	一郎		
やま	もと	たき	お	関東総合通信局	情報通信部長
山	本	滝	夫		

### 4 次第

#### (1) あいさつ

- ① 谷口 和史 総務大臣政務官
- ② 藤代 孝七 船橋市長

#### (2) 総務省からの説明

- ① 頑張る地方応援プログラムについて
- ② 地方行財税制上の諸課題等について

#### (3) 意見交換

### 5 要旨 [主な意見]

#### (1) 市町村長

・頑張る地方応援プログラムは地方交付税を原資とし、その算定において国が政策に優先順位をつけることは新たな関与とも考えられる。また、成果指標についても地方交付税による財源保障機能を発揮すべき行政需要とは関連が薄いものであるため、国の関与を極力排除するという地方分権の趣旨を踏まえて見直す方向で検討していただきたい。

・国の関与の是正、税源の大幅な移譲など、地方の自由度を高めることが、地方が本当の意味での活力を持つことにつながると考えられるため、真の地方分権を実現し、地方の活力を生み出すような分権改革をお願いしたい。

・頑張る地方応援プログラムでは、少子化対策プロジェクト、定住促進プロジェクトに対する特別交付税による支援のほか、出生率や転入者人口を成果指標として普通交付税に反映することとしているが、将来にわたってこのような自治体の自主的な取組みを交付税により支援する仕組みを堅持していただきたい。

・ふるさと納税は過疎化に悩む地方を応援し、自治体の財政力の格差是正に関する取組みとして高く評価しているので、実現に向けてご努力をいただきたい。

・地域における情報通信基盤整備の格差解消のため、国においてさらなる取組みを進めていただきたい。また、電子自治体のシステム構築には多大な費用の発生が見込まれることから、円滑な実施のためにも財政的な支援をお願いしたい。

・高金利時代に借りた公的資金の繰上償還については、5%、6%、7%というような段階的なことをやめて、5%以上であれば条件を付けずに繰上償還及び借換えを認めていただきたい。

・公的資金の繰上償還については、不交付団体は対象にならないものがあるので、要件の緩和をお願いしたい。

・交通空白地帯解消のためのバス運行について、支援をお願いしたい。

・国が少子化対策を重点施策として取り組んでいるのなら、就学前の医療費の助成については国が責任を持って取り組んでいただきたい。また、一度交付した国の補助金については、入札により金額が落ちた場合であっても返還せず使えるようにしていただきたい。

・自主財源確保のため、奨励金の交付による企業誘致により税収が上がっても75%の交付税がカットされることから、結果として奨励金を差し引くと税収増は実質的にゼロとなり自主財源の確保に何ら役に立たないため、企業誘致等で頑張った場合には交付税の算入から外していただきたい。

- ・土地開発公社による債務については、金利の抑制ができるような制度を考えていただきたい。
- ・どこの首長もみんな一生懸命頑張っていることから、頑張る地方応援プログラムでは差をつけるのではなく平等に扱うことを考えていただきたい。なお、格差是正には、全国一律に底上げをし、きちんと行うのが国の政策ではないかと思う。また、頑張る地方の区分けは市町村単位ではなく、市町村を越えた地域も認めてもらうようにしていただきたい。
- ・地域づくりの実現のため、国、県のさらなる支援をいただきたい。
- ・医師確保の問題は市町村合併の区域を超えた広範囲で行われていることから、解決のために国の指導が今後の大きな問題になると思う。
- ・今まで一生懸命頑張ってきた地域の特性をどう評価するかが大事だと思うので、頑張る地方応援プログラムの中で認めていただきたい。
- ・市制の条件である5万人をクリアした後は人口が減少しても市であり続けることから、市町村制度について疑問を感じている。
- ・交付税で措置される地方債の活用を積極的に行っているなか、交付税がどんどん減らされているので一抹の不安を持っている。また、大学の誘致を行っているが、学校の施設は交付税の算定基準に入れていただきたい。

## (2) 総務省

- ・頑張って税収を増やすと交付税が減ってしまうという声をさまざまところでいただいており、それを何とかしたいということで、この頑張る地方応援プログラムをスタートさせたことをご理解いただきたい。
- ・頑張る地方応援プログラムは、総務省が何か審査をして、これは良い、これは悪いということはない。あくまでも目標を掲げていただき、それを住民の方に公表していただくともに、総務省のホームページでも公表させていただく。これのみが条件であるので、ぜひご活用いただきたい。
- ・不交付団体については普通交付税には反映はされないが、プロジェクトを出していただいたものについては、各省との連携による支援措置として補助事業の優先採択をしていただくこととしている。
- ・総務省において、ブロードバンドゼロ地域の解消、情報通信格差是正事業のほか、アプリケー

ションのシステム連携、データの連携等をできるようにする地域情報プラットフォームをつくり、その普及促進をしているので、活用していただきたい。

- ・偏在度の少ない地方消費税の充実を図ることが大変重要であると思っており、骨太の方針、そして秋の税制改正に向けて、しっかりと取り組んでまいりたい。

- ・乳幼児医療については、総務省だけではなく政府全体の問題と認識している。現在、個別の市町村で行っている乳幼児医療の無料化については、国民健康保険に若干の調整交付金のペナルティがかかる仕組みがあることに加え、国民健康保険の加入者は弱者中心であり市町村の負担が大きいため、関係省に対し、これらについての申し入れを続けていきたい。

- ・頑張っても企業誘致をして税収が増えても交付税が75%取られることについては、今回の頑張る地方応援プログラムの3つの措置である、①特別交付税によるプロジェクト措置、②頑張る成果の普通交付税の算定、③企業立地促進に係る地方交付税措置の中で、減収補てんと地方税の増収分が交付税で減らされた分の一部を特別交付税の財政需要額に算定するという制度を設けている。

- ・補償金なしの繰上償還については、昨年、財務省と交渉した結果、19年度末で金利5%以上の地方債の半分の5兆円を繰上償還できるようにした。また、公営企業金融公庫に関しては、不交付団体も含めて繰上償還の対象としている。

- ・税制の格差の問題については、地方消費税を充実するとともに、法人課税の国と地方の配分のあり方を見直すのが基本的な考え方であり、菅総務大臣が経済財政諮問会議で提案している。

- ・ふるさと納税については、財政力格差の是正というよりも、都会に出てきた方々のふるさとに貢献したいという真摯な気持ちにこたえるものであり、ふるさと納税研究会で結論を出した後、秋以降の税制の見直しの中で議論する段取りである。地方税は自主財源なので、真の地方自治の実現のためには充実が大切である。秋以降の議論の中で、ぜひ首長さん方に声を大きくしていただきたい。

- ・税制改正の議論では、法人課税の引下げ、償却資産の評価方法の見直しなどの減税の動きがあり、いわゆる守りの部分もあるので留意が必要である。

- ・情報格差をなくすため、2010年までにすべての世帯でブロードバンドを使えるように、交付金や補助金のほか、アドバイスやサポートする仕組みを整えているほか、ICTの利活用の促進や、ICTを安全に安心して使えるような環境づくりにも積極的に取り組んでおり、各種の支援策を用意しているので活用してほしい。

- ・既に頑張っていて、これ以上の頑張りが困難なところについては、これまでの頑張りの考慮で

きるように検討をしているが、19年度については、9つの指標で行い、20年度からは客観的に判断できるものがあれば採用していきたい。

- ・頑張る地域を市町村単位よりも広げることについては、次年度に向けて検討をしたい。その算定については、客観的であることが必要なことをご理解いただきたい。

- ・合併に係る支援措置として、旧法にあった合併特例債、合併補助金を新法（22年3月迄）の期間に措置するのは困難であるが、合併を応援するための地方債やアドバイザーなど、協力できることは最大限行うので、合併に向けた話し合いはさらに続けていただきたい。

- ・福祉事務所と都市計画以外は市と町村で実態的に権限の差がない。基礎自治体のあり方については、これからの地方制度調査会等での一つの大きなテーマになると考えられる。

- ・医師確保は市町村単位でできるのかというのは大きな問題になっている。公立病院の経営改革と医師の確保は重大なテーマであり、研究していきたい。

- ・公共交通のバスについて、個別の運営費に補助金を出すことはないが、地域公共交通は非常に大事だという問題意識で取り組んでいる。

- ・全国的に土地開発公社が問題になっていることは十分承知している。第3セクターや土地開発公社が抱える負債を整理していかないと地方財政の再生もないと思うので、ご相談いただきたい。

- ・総務省としては、地方の活力なくして国の活力なしと思っている。地方の活力をつけていただくために、地方分権の推進と、税財政改革が重要となってくるので、昨年の地方分権改革推進法の成立を受け、しっかり進めてまいりたい。また、年末の税制改革についてもしっかり取り組んでまいりたい。

- ・過去に約束した条件で発行された地方債の交付税措置については、変更はしない。私立大学の場合は基本的には国の責務となっていることから、高校までの私学助成を都道府県が行う分については交付税措置を行っているが、私立大学の場合は市町村の判断による仕組みとなっている。

(以上)